

# 公益法人の財務基準について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

# 1. 収支相償について

- 単年度で黒字を出してはならないということではなく、特定費用準備資金等を活用して中・長期的に収支均衡を図る必要がある。

## 2. 公益目的事業比率について

- 特定費用準備資金の積立・取崩も加味したうえで、公益目的事業比率が50%以上となる必要がある。

### 3. 遊休財産額保有制限について

- 用途が定まっていない遊休財産額を、1年間分の公益目的事業費を超えて保有してはならない。
- 「資産－負債－控除対象財産」で算出

## 4. 財務三基準

- 別表A ⇒ 収支相償の判定
- 別表B ⇒ 公益目的事業比率の判定
- 別表C ⇒ 遊休財産額の保有制限の判定

※上記資料の作成にあたり、適正な正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録が必要になる。

## 5. 収支相償の計算①

- 第1段階

それぞれの公益目的事業（公1、公2）の経常収益と経常費用、特定費用準備資金（積立・取崩）で判断。

- 第2段階

第1段階に特定の事業と関連付けられない収益等（共通会計）、資産取得資金、公益目的保有財産の取得金額も加味して判断。

## 6. 収支相償の計算②

- 単年度ではなく、中長期的に収支均衡となる必要がある。
- 過去に生じた赤字の補填、借入金の返済等は、剰余金の解消方策に認められない。  
(FAQ問V-2-⑤)
- 指定正味財産・経常外の部は収支相償の判定に含まない。

## 7. 遊休財産保有制限①

- 遊休財産額＝[資産]－[負債]－[控除対象財産]
- 公益目的事業に限らず、収益事業や管理事業の為に用途を定めた財産も控除対象財産となる。
- 控除対象財産から生じた果実(配当金、利息等)は、具体的な費消時期が明らかでない、使用されていない期間が10年間を超えないようにする。

## 8. 遊休財産保有制限②

- 控除対象財産(1～6号財産) ⇒ 固定資産
- 控除対象財産(5、6号財産) ⇒ 指定正味財産
- 控除対象財産(3、4号財産) ⇒ 別表C(4)、(5)

※控除対象財産は、全て別表C(2)に記載。

## 9. 特定費用準備資金①

- 資金の目的である活動を行うことが見込まれること  
→将来の一般的な備えは対象ではない
- 他の資金と明確に区分して管理されること
- 積立限度額が合理的に定められていること  
→限度額は、必要な「最低額」

## 10. 特定費用準備資金②

- 原則として、資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外で取り崩す場合に理事会決議等の特別な手続きを行う必要がある。
- 収支相償・公益目的事業比率、遊休財産額保有制限において、特定費用準備資金も判定に加味する。